

第23条【学問の自由】

旭川学力テスト事件

【事件】1961年、北海道旭川市立永山中学校で、全国一斉学力調査テストに反対する教師らがこれを阻止しようとし、公務執行妨害罪などで起訴された事件。

【判決】この距離制限は職業選択の自由（営業の自由）を規定している憲法22条に反するとして争われた。1975年に最高裁が違憲判決を下し、原告の訴えが認められた。

家永教科書訴訟

【訴訟】家永三郎氏の執筆した教科書が、文部省（当時）の検定で不合格、あるいは条件付き合格の処分を受けたことに対し、違憲・違法であるとして家永氏が起こした訴訟。

【判決】最高裁は、合祀の申請は隊友会の単独行為であり、自衛隊県連は事務的な協力をしたのみである。そのため、「政教分離には違反しない」とした。

第29条【財産権】

共有林の分割規定

【事件】静岡県に住むある兄弟は1947年に父親から4つの山林を2分の1ずつ生前贈与され、それを共有する登記を行った。しかし、兄が弟の了解なしに山林内の立ち木を伐採して売ったことから二人は対立した。民法256条では共有物分割自由の原則を規定しているが、当時の森林法186条には、持ち分が2分の1以下の共有者の分割請求権を否定する規定が存在した。そのため、この兄弟のように持ち分が半分ずつの共有者は分割できなかった。弟は山林の分割を認めない森林法186条の規定について、憲法29条の財産権を侵害するとして最高裁判所に上告した。

【判決】最高裁は、分割制限規定は立法目的に照らし、著しく不合理で違憲であるとし、森林法の当該部分は削除された。